

告
示

埼玉県告示第八百四十六号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月四日

埼玉県知事 大野 元裕

[illegible]